# 令和4年度 岐阜県スタートアップ企業支援補助金 募集要項

#### 【募集期間】

令和4年5月20日(金)~令和4年6月30日(木) 当日消印有効

#### 【お問い合わせ先】

岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局 (公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

産業振興部総合支援課事業支援担当)

住所:〒500-8505 岐阜県岐阜市薮田南5-14-53

OKBふれあい会館10階

電話:058-277-1079

受付時間:8:30~12:00 13:00~17:15

(土・日・祝日を除く。)

※ 直接持参又は郵便等によりご応募ください。

# 【目 次】

1.	事業の目的	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	補助金の概要			•	•																		•									•	•	1
3.	補助対象者 •	•		•																												•		2
4.	補助対象事業				•	•			•		•																							4
5.	補助対象経費				-	•			•		•									•										•		•		5
6.	応募手続きの概																																	
7.	選考・・・・			•	•					•				•					•	•										•		•	1	О
8.	採択 ・・・・	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•					•	•		•	•			•				•		•	1	1
9.	交付決定・・																																	
	交付決定後、事																																	
	事業完了・補助																																	
	補助金交付後の																																	
13.	伴走支援 ••																																1	3

#### 1. 事業の目的

岐阜県内で新たに創業する方や創業後5年未満の県内中小企業者に対して、創業等事業化に当たり必要な経費の一部を補助するとともに、補助金を活用した事業者に補助金採択後の伴走支援、創業後の事業継続支援を行うことで、事業化後の成長・拡大につなげることを目的とします。

※岐阜県スタートアップ企業支援補助金交付事業は、国の交付金及び岐阜県からの補助金により実施します。本補助金の対象となる事業の実施に当たっては、国、岐阜県が行う補助事業と同様に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「岐阜県補助金等交付規則」、「岐阜県スタートアップ企業支援事業費補助金交付要綱」及び「岐阜県スタートアップ企業支援補助金交付要領」の規定が適用されます。

#### 2. 補助金の概要

#### (1)補助対象期間

交付決定日(令和4年7月下旬予定)から令和4年12月31日

※補助対象期間内に着手し、支払いを完了する必要があります。

着手とは、工事の発注、機械等の注文、ウェブサイトの制作依頼などを行うことです。

#### (2)補助率、補助限度額

補助率 3分の2以内 補助限度額 200万円

#### (3)補助対象経費

店舗等借入費、設備費、知的財産権等関連経費、謝金、マーケティング調査費、広報費、 外注費、委託費

#### (4) 事業のスケジュール



#### 3. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の(1)から(10)の要件をすべて満たしている必要があります。 (1)「新規創業者」又は「創業後5年未満の中小企業者」であること。

- •新規創業者
  - 令和4年5月20日(公募開始日)から令和4年12月31日までに、中小企業者として開業 した者又は開業する者。
- ・創業後5年未満の県内中小企業者 令和4年5月20日(公募開始日)時点で、創業後5年未満の中小企業者で、新規創業者に該 当しない者。
- ※個人事業主が会社を設立し、他の企業の全部又は一部の事業を引き継ぐときは、新規創業者に含まず、個人で営む事業の開業届に記載された開業の日が令和4年5月20日(公募開始日)時点で5年未満であること。
- 注1 「開業」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出、又は 会社法(平成17年法律第86号)第911条から第914条に規定する設立の登記をし、新たに事業 を開始することをいう。
- 注2 「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。
- (2) (1) における「中小企業者」は、以下の定義に該当するものとする。

業種分類	定義
制造光光スの(4) (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
製造業その他 (注1)	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
知志光	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
卸売業 	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小丰米	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
小売業 	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 <sup>(注2)</sup>	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
リーレク表	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

- 注1 ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下
- 注2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業 は資本金3億円以下又は従業員300人以下
- (3) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく認定連携創業支援等事業者、又は次のいずれかに該当するビジネスプランコンテスト等の実施団体から推薦を受けた者であること。
  - ① 自治体が主催又は共催するビジネスプランコンテスト等
  - ② 民間事業者が実施するビジネスプランコンテスト等
    - **※1** ①、②のいずれの場合も令和2年4月1日から令和4年5月20日までにファイナルイベントを終了していること。

- ※2 1機関の推薦件数の上限は2件までとする。
- ※3 「産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者」については、中小企業庁ホームページ内の以下の場所にありますので、ご確認ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html)

トップページから、以下の順にクリックしてください。

経営サポート → 創業・ベンチャー支援 → 産業競争力強化法に基づく認定を受けた市 区町村別の創業支援等事業計画の概要ページ → 都道府県 → 計画概要 (PDF形式)

- (4) 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。(「新規創業者」においては、開業の時点で次のいずれかに該当する者でないこと。)
  - ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
  - ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。 ※大企業とは、上記(2)で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。 ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限 責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合を除く。
- (5) 岐阜県内に居住する個人事業主又は本店を有する会社であり、かつ、岐阜県内に事業所を有すること。(「新規創業者」においては、開業の時点で条件を満たすこと。)
  - ・個人事業主が申請をする場合、申請日の住所が岐阜県以外の場合は対象となりません。 ただし、県外在住の個人事業主(創業後5年未満の中小企業者に該当するものに限る。)が本 店所在地を岐阜県内として会社を設立し、既存の事業以外の事業を行おうとする場合は対象と なります。
  - ・県外在住の事業を営んでいない個人が、交付決定を受けた後に岐阜県に転入し、岐阜県内で事業所を設けて開業する場合は対象となります。
- (6) 国税、県税及び市町村税の未納がないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者ではないこと。(「新規創業者」においては、開業の時点で営業許可又は届出の対象となる事業者ではないこと。)
- (8) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (9) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係 を有する者ではないこと。
- (10) その他補助金を交付することについて、事務局が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

#### 4. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、以下の(1)から(6)のいずれかに 該当する必要があります。

- (1) 岐阜県内での開業に係る事業
  - ・補助事業期間完了日までに開業すること。
  - ・事業を営む個人が、新たに会社を設立し、その事業の全部又は一部を引き継ぐ事業を開始する ものは含まない。
  - ・代表者として経営する企業の事業の全部又は一部について、新たに会社を設立し、当該事業を 開始するものは含まない。
  - ・生計同一関係にある同居の配偶者が個人事業者であって、かつ、その個人事業者の営む事業と 関係する事業を開始するものは含まない。
- (2) 岐阜県内での事業所の開設に係る事業
  - ・補助事業期間完了日までにオープン又は使用を開始すること。
- (3) 新たな商品の開発・生産若しくは販売、商品の新たな生産若しくは販売の方式の開発若しくは導入又は商品の販売の促進を目的とする事業

例)

- ・新商品(製品)の開発や生産、販売
- ・既存商品(製品)の新しい生産方法や販売方法の開発・導入
- ・商品(新商品か既存商品かを問わない)の販売促進
- (4) 新たなサービスの開発若しくは提供、サービスの新たな提供の方式の開発若しくは導入又はサービスの提供の促進を目的とする事業

例)

- ・新サービスの開発や提供
- ・既存サービスの新しい提供方法の開発や導入
- ・サービス(新サービスか既存サービスかを問わない)の提供の促進
- (5) 組織運営や生産方法、業務方法等の改善による効率の向上を目的とする事業

例)

- ・業務の I T化
- ・組織運営・体制の変革
- ・生産・業務方法の改善・標準化等
- (6) 設備、技術、個人の有する知識や技能等の事業活動に活用される経営資源の強化を目的とする 事業

例)

- ・新たな設備の導入又は既存設備の改修等による生産能力の強化
- ・技術開発、システム開発
- ・従業員の資格取得又は技能の向上などを支援するための社内研修 等

#### 5. 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費のうち、以下の①~③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助事業期間内の契約・発注により発生した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- ※交付決定の日より前に支払われた経費は対象となりません。

下記に記載されている【対象となる経費】が対象となります。

その他、下記に例示された**【対象とならない経費**】及び記載されていない経費は原則、補助対象外となります。

#### 〔補助対象となる経費、ならない経費の主なもの(例示)〕

#### (1) 店舗等借入費

#### 【対象となる経費】

- ・県内の店舗・事務所・工場・研究所・倉庫・駐車場の賃借料・共益費
- ・県内の店舗・事務所・工場・研究所・倉庫・駐車場の借入に伴う仲介手数料
- ・住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ
  - ※ 間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に 限る。

#### 【対象とならない経費の一部】

- ・創業後5年未満の中小企業者に係る賃借料等(補助対象期間内に新規出店等を行う場合を除く。)
- ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等の一時金
- 事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場(例:従業員専用の駐車場等)
- 火災保険料、地震保険料
- ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・県外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借入に伴う仲介手数料
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料

#### (2)設備費

#### 【対象となる経費】

- ・新たに設ける県内の店舗・事務所の外装工事・内装工事費用(住居兼店舗・事務所については、 店舗・事務所専有部分に係るもののみ。)
  - ※ 間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に 限る。
- ・県内の店舗・事務所・工場・研究所・倉庫に設置する機械装置・工具・器具・備品の調達費用 (設置工事に係る費用を含む。)
- ・事務所・店舗内で本補助事業のみに使用する固定電話機、FAX機、複合機の調達費用
- ・本補助事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア、ライセンス費用
  - ※設備については、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨します。

#### 【対象とならない経費の一部】

- 消耗品
- · 中古品購入費
- ・ルーター機器等の調達費用
- 不動産の購入費
- ・車両の購入費(リース・レンタルは、対象となります。)
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 (例:パソコン、カメラ、携帯電話等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの)
- ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等
- ・県外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用

#### (3)知的財産権等関連経費

#### 【対象となる経費】

- ・<u>本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる</u>特許権等(実用新案、意匠、商標を 含む)の取得に要する弁理士費用(国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料)
- ・外国特許出願のための翻訳料
- ・外国の特許庁に納付する出願手数料
- ・先行技術の調査に係る費用
- ・国際調査手数料(調査手数料、送付手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料)
- ・国際予備審査手数料(審査手数料、取扱手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料)
  - ※ 事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。
  - ※ 出願人は本補助金への応募者(法人の場合は法人名義)のみとします。
  - ※ 本補助事業者に権利が帰属することが必要です。
  - ※ 補助対象経費総額(税抜)の3分の1を上限とします。

#### 【対象とならない経費の一部】

- ・他者からの知的財産権等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費
- ・他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受けている場合

#### (4)謝金

#### 【対象となる経費】

- ・本補助事業実施のために必要な専門家等に支払われる謝金
  - ※ 謝金における専門家は、士業や大学博士・教授等(その他の専門家は「(8)委託費」で 整理。)
  - ※ 謝金単価については、社会通念上妥当であること。

#### 【対象とならない経費の一部】

・本補助金に関する書類作成代行費用

#### (5) マーケティング調査費

#### 【対象となる経費】

- ・市場調査に要する郵送料・メール便などの実費
- ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用

#### 【対象とならない経費の一部】

- ・切手の購入費用
- ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等

#### (6) 広報費(自社で行う広報に係る費用)

#### 【対象となる経費】

- ・販売促進に係る広告宣伝費(チラシ等の作成費、新聞等への広告掲載料)、パンフレット印刷 費、展示会出展費用(出展料・配送料)
  - ※ 展示会等の出展については、請求書の発行日や出展料等の支払日、展示会開催日が補助 事業期間内であるもの。
  - ※ 展示会出展を他事業者及び他事業と共同で行った場合は対象外
- ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・販売促進に係る無料事業説明会開催等の費用
- ・広報や宣伝のために購入した見本品や展示品(商品・製品と表示や形状が明確に異なるものの み)
  - 例) 家電量販店等に置いてある製品のモックアップ、飲食店店頭に展示されている食品見本等
  - ※ 商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。

#### 【対象とならない経費の一部】

- ・切手の購入費用
- ・本補助事業と関係のない活動に係る広報費(補助事業にのみ係る広報費と限定できないもの)

#### (7) 外注費

#### 【対象となる経費】

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費 (上記(1)~(6)に該当しない経費)
- ※ 補助対象期間中に請負契約を締結し、完了する必要があります。
- ※ 「請負」とは、業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態。

#### 【対象とならない経費の一部】

・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造及び開発の外注に係る費用

#### (8) 委託費

#### 【対象となる経費】

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費 (原材料等の加工や設計、ホームページの作成、市場調査について調査会社を活用する場合等)
- ・士業や大学博士・教授等以外の専門家から本補助事業に係るコンサルティングや事業遂行に当 たってアドバイスを受ける経費
- ※ 委託費は、補助対象経費総額(税抜)の2分の1を上限とします。
- ※ 委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要です。ただし、 委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業 等を随意の契約先とすることができます。この場合、該当企業等を随意契約の対象とする 理由書が必要です。
- ※ 補助対象期間中に委託契約の締結・完了が必要です。

#### 【対象とならない経費の一部】

- ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る全部又は一部の費用
- ・対価を得るサービス(役務)の全部又は一部をそのまま外部に委託する経費

#### (9) その他対象とならない経費

- ※上記(1)~(8)に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。
  - ・交付決定前に発注又は契約している経費
  - ・代表者が同一人である会社間の取引に関する経費
  - ・通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)、光熱水費
  - ・プリペイドカード、商品券等の金券
  - ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
  - ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
  - ・本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用(「4.補助対象事業」の(6)で掲げる事業として実施するものを除く。)
  - 飲食、遊興、娯楽、接待の費用
  - ・自動車等車両の修理費・車検費用
  - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護 士費用
  - ・公租公課(消費税及び地方消費税等)、各種保険料
  - ・商号の登記、会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税
  - 定款認証料、収入印紙代
  - ・その他官公署に対する各種証明類取得費用(印鑑証明等)
  - ・振込手数料、代引き手数料
  - ・ポイントを利用して支払った経費(経費の一部に利用した場合は、利用したポイント相当額)
  - ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
  - ・他の事業との明確な区分が困難である経費
  - ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

#### 6. 応募手続きの概要

(1) **募集期間** 令和4年5月20日(金) 令和4年6月30日(木) 当日消印有効

#### (2) 提出先(お問い合わせ)等

<del>T</del> 5 0 0 - 8 5 0 5

岐阜県岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館10階

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内

岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局 宛

TEL: 058-277-1079

#### (3)提出書類

本募集で指定する事業認定申請書等の様式を必ず使用してください。

提出書類の詳細は(5)をご覧ください。

提出書類の様式は、岐阜県スタートアップ企業支援補助金事務局(公益財団法人岐阜県産業経済振 興センター)ホームページをご確認ください。

https://www.gpc-gifu.or.jp/

※提出する書類は、カラー・白黒どちらでも構いませんが、審査に当たり白黒コピーを用いる場合がありますので、白黒でも判別できるものにしてください。

#### (4)提出方法

事務局への応募書類は、直接持参するか、郵便等により提出してください。

- ※郵便等による提出の際は、封筒等の表面に「岐阜県スタートアップ企業支援補助金応募書類在中」 と朱書きしてください。
- ※<u>書類を郵送</u>する場合には、<u>簡易書留や特定記録など</u>を利用し、配達されたことが証明(確認)できる方法によってお送りください。
- ※提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。

#### (5)提出書類

	書類内容	提出部数
1	事業認定申請書(様式第1号)	
2	企業概要書(様式第2号)	
3	経営計画書(様式第3号)	
4	補助事業計画書(様式第3-2号)	各1部
5	推薦に関する確認書 (様式第4号)	Н т НВ
6	補足説明資料	
	・企業概要書、経営計画書、補助事業計画書の内容に関する資料について、	
	必要に応じて添付してください。	
	・経営計画書の「(2) ビジネスプランコンテスト等の出場に関する実績説	
	明」や「(3) これまでに補助金の交付を受けた実績説明」を記載した方	
	は、確認できる資料の写しを添付してください。	

※補助事業に採択された場合には、以下の書類提出が必要になります。

- ・国、県及び市町村税について滞納がない旨の証明書(発行日が3か月以内のもの)
- ・本人の住民票(申請者が個人の場合に限る)又は履歴事項全部証明書(申請者が会社の場合に 限る)
- ・ 税務署へ提出した開業届の写し (個人事業主の場合に限る)
- ・許可証等の写し(事業の実施に許認可が必要な場合に限る)

#### 7. 選考

選考は、資格要件・事業内容等について、審査委員の審査結果に基づき行います。

審査の手順は以下のとおりです。

- ①資格審査(全ての方)
- ・主に2ページ「3.補助対象者」に適合しているかを審査します。
- ②書面審査(資格審査を通過した方)
- ・外部専門家である審査委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき審査 します。

審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

- ○主な着眼点は、以下のとおりです。
- (1) 実現可能性·継続性

創業(事業)の目的、動機(経営理念・経営方針)、組織体制、事業運営、採算性、リスク対応 について

- ・創業(事業)の目的や事業に対する熱意のほか、その実現(継続)に必要な代表者の経歴や経験、知識のほか、代表者をサポートする人材や従業員などの組織体制が備わっているか。
- ・法的規制や発生し得るリスクへの対応のほか、仕入や販売ルートの確保、売上や経費の計画、 事業の採算性の検討、資金の確保など円滑な事業運営ができるか。

#### (2) 収益性

市場の状況、自社の状況、顧客、商品・製品・技術・サービス(以下、商品等)、価格・PR戦略について

・市場や競合の状況、自社の強みや弱みを踏まえた事業戦略を立案するとともに、対象とする顧客の選定、商品等の差別化の方法やニーズ、価格設定やPR方法など、「誰に、何を、どうやって」売ることで利益をあげていくか。

#### (3) 成長性

将来の展望、市場、商品等、成長戦略、補助事業の内容について

- ・商品等の新規性や独創性などの競争優位性に加えて、参入する市場の成長の見通しを基に、自 社の強みを活かして、どのように優位性を確保し事業を成長させていくのか。
- ・成長をしていく上での課題と、その課題を解決する上で、補助事業がどのような効果を生むの か。

#### 8. 採択

審査の結果は、事務局のホームページにおいて採択者の公表を行うほか、応募者全員に対し、事務局から文書による採否結果の通知を行います。

なお、採択された方については、原則として、事業主体名、事業テーマ名、事業計画の概要などを外 部に公表させていただきます。

#### 9. 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを 行っていただきます。

また、補助金の交付予定額、補助事業期間等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、事務局が交付決定通知書により正式に決定、通知します。事務局が交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付希望額より減額となる場合がございますので、ご留意ください。

※補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

- (注)消費税等仕入控除税額とは、補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- ※事務局が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が予定を超えた場合にあっても、決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

#### 10. 交付決定後、事業完了まで

本事業の交付決定を受けた方は、適宜下記の報告をしなくてはなりません。

#### (1)対象要件が確認できる書類の提出

- ・国、県、市町村すべての納税証明書(発行日が3か月以内の原本に限る)
- ・補助金の交付を受けるものが個人事業者であるときは、本人の住民票及び開業届の写し。 会社の場合は、履歴事項全部証明書。
- ・許認可を必要とする事業は、許認可証の写し。

#### (2)補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

#### (3)補助事業の期間の変更

交付決定を受けた後、本事業の実施期間を短縮、又は延長しようとする場合は、事前に事務局の 承認を受けなければなりません。ただし、補助事業期間の最長は令和4年12月31日までです。

#### (4)遂行状況調査及び報告

補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認いたします。事務局が指示する日(以下「遂行状況報告日」という。)までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に報告書を事務局へ提出していただきます。

#### 11. 事業完了・補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後30日を経過した日又は<u>令和5年1月15日</u>のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いとなります。

- ※補助金の交付には、実績報告書の提出後2か月程度の期間が必要です。
- ※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

#### 12. 補助金交付後の補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた者は、以下の条件を守らなくてはなりません。

#### (1) 事業化状況報告

補助事業終了後5年間、当該事業についての事業化状況を事務局へ報告していただきます。

#### (2) 収益状況報告

補助事業終了後5年間、補助事業に対する収益状況を示す資料を作成していただきます。資料にて一定以上の収益が認められた場合には、交付した補助金の額を上限として収益の一部を岐阜県に納付していただくことがあります。一定以上の収益が発生した場合の納付金額の算出式は以下のとおりです。

#### 【基準納付額: $(B-C) \times A \div D$ 】

上記の式により算出された額から前年度までに収益納付した額を差し引き、正の値であった場合に は、収益納付が発生します。

A:補助金交付額(本事業にて交付を受けた補助金額)

B:補助事業に係る収益額(補助事業に係る営業損益等(売上高―製造原価 – 販売管理費等)) の各年度の累計

C:控除額(補助対象経費)

D:補助事業に係る支出額(本報告の事業年度までに補助事業に係る経費として支出された全て の経費(補助事業終了後に発生した経費を含む。))

#### (3)取得財産の管理等

補助事業により取得、又は効用の増加した機械、器具、備品等の財産については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理していただきます。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局の承認を受けなければなりません。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、その収入の全部若しくは一部を岐阜県に納付していただくことがあります。

#### (4)補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

#### (5) 実地検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

#### (6) 事業活動の継続が困難になった場合

令和5年4月から5年以内に、事業活動の継続が困難になった場合においては、速やかに届出を してください。

#### (7) 正当な理由のない事業活動の休止又は廃止について

令和5年4月から5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止した場合、既に交付した 補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

#### 13. 伴走支援

応募対象者からご相談があった場合、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターモノづくりコーディネーター若しくは岐阜県よろず支援拠点コーディネーターにより、伴走支援をさせていただくことができます。

#### 【伴走支援の内容】

事業計画作成に関する相談対応

(申請書の作成代行はできません。)

開業手続、資金調達、経営戦略に関する相談対応

販路拡大に関する相談対応

#### 【伴走支援に関する相談窓口】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

総合支援課窓口支援担当 電話:058-277-1080 岐阜県よろず支援拠点 電話:058-277-1088

対応時間:8:30~17:15 (12:00~13:00及び土・日・祝日は除く。)

### 岐阜県スタートアップ企業支援補助金事業認定申請書

	<sup>2</sup> 県スタートアップ企業支援補助金事務局 <sup>2</sup> 対団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様			年	月	日
		所 在 地:(〒 (住 所)	_	)		
		企業名: 役職: フリガナ 代表者氏名: 事務担当者: (電話番号:	_			印)
しる	技阜県スタートアップ企業支援補助金の交付 て申請します。 また、「3 誓約」が虚偽であり、又はこれに こも、異議は一切申し立てないことを誓約し	反したことにより、				
		記				
1	事業テーマ名 :					
2	補助金交付希望額 :	<u>円</u>				
3	誓約					

- ①私(当社) は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私(当社)は現在、訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私(当社) は現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- ④私(当社)は、補助事業実施中及び補助事業完了後も、事業を実施していく上で法令を順守することを確約します。

# 企業概要書

《 応募時点において、 口創業済み、 口創業前 》

**応募者の概要等**(項目を確認の上、記載してください。選択項目は、該当するものに☑してください。)

①応募者

Orbitation II									
ふりがな <b>氏 名</b> (代表者氏名)		性類	日 男口 女		□大正、□昭和、□平成 年 月 日( 歳)				
応募者住所	〒 −			本事業創業	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
連絡先等	T E L F A X E-mail			- 直前の職業 - -	□5. パートタイマー・アルバイト □6. 学生 □7. その他(	)			
<u>本事業以外</u> の 事業経営経験	事業内容〔 ※応募事業と類似の事業	経営したことがあ 口個人事業、 「 の場合は、差別化して	5り、現在 □会社、 こいる点を「₹	口その他( 事業計画書(様式	続けている。 第3号)(1)①事業概要」に記載 やめた時期:□昭和・□平成	) ] ] してください。 年 月)			
職歴・業歴	年 月 年 月 年 月 年 月								
②事業形態 開業·法人設立日 (予定日)	年月	日(これから創業	ぎする場合は、補	前助事業を完了する日:	までに開業又は法人設立を行う必要がありる	<del></del>			
ふりがな 社名・屋号 (予定) 本社・主たる事 業所の所在地 (予定地)	〒 –				31. 個人事業 ┗□ 補助事業実施期間中の 法人化も検討している 32. 会社 ┗□2-1 株式会社 □2-2 合名会社				
資本金又は 出資金 (会社・組合)	(うち大企業から <i>0</i>	千円 )出資金:	千円)	事業形態	□2-5 監査法人 □2-6 特許業務法人 □2-7 弁護士法人 □2-8 税理士法人				
株主又は 出資者数 (会社・組合)	(うち大企業から <i>0</i>	名 )出資者:	名)						
主たる業種 (日本標準産業分類 <b>中分類</b> を記載)	中分類名:				□2-5 司法書士法人 □2-6 社会保険労務士法, □2-7 土地家屋調査士法, □2-8 行政書士法人				
役 員 ・ 従業員数	合計名	①役 員 (法人の )   ②従業員   ③パート・ラ	)み) L: アルバイト:	名 (うち 名 名	大企業の役員又は職員を兼ねてい	る者: 名)			
事業に要する記 (必要な場合の)		許認可・免許等   取得(見込み)							

## 経営計画書

(1)事業内容(フランチャイズ契約を締結し、行う事業ですか → 口はい ・口いいえ ) (事業全体(創業の場合は、これから行う事業)について詳しく記載してください。(枠に収まらない場合は 適宜広げてください。) ①事業概要 ②市場環境 ③ビジネスモデル ④組織体制(代表者(経営陣)の経歴、知識、経験、人脈、経営陣の経歴等) ⑤事業スケジュール 実施時期 具体的な実施内容 1年目 2年目 3年目

#### ⑥売上・利益等の計画

	1 年目	2 年目	3 年目		
	(年月~年月期)	(年月~年月期)	(年月~年月期)		
(a) 売上高	千円	千円	千円		
(b) 売上原価	千円	千円	千円		
(c) 売上総利益(a-b)	千円	千円	千円		
(d) 販売管理費	千円	千円	千円		
営業利益(c-d)	千円	千円	千円		
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)		
積算根拠					

### (2) ビジネスプランコンテスト等の出場に関する実績説明(該当案件がある場合のみ記載)

ビジネスプランコンテスト等の出場実績									
コンテスト等の名称									
主催									
事業テーマ									
出場時期		年	月		年	月		年	月

# (3) これまでに補助金の交付を受けた実績説明(申請中の案件を含む)

事業名称及び事業概要	
事業主体(関係省庁・独法等)	
実施期間	
補助金額	万円
テーマ名	
本事業との相違点	

## 補助事業計画書

補助事業の内容(本補助金を活用して行う事業について詳しく記載してください。枠に収まらない場合は適宜広げてください。)

①本補助金を活用して実施する事業の内容・スケジュール									
【目的】									
【事業内容・効果】									
【スケジュール】									
実施年月	活動内容	経費の内容	金 額 (消費税込)						
年 日									

				Г
実施年月		活動内容	経費の内容	金額(消費稅込)
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
年	月			
合 計				

## ②補助事業に要する経費の内訳

(単位:円)

糸	 圣費区分	費目	補助対	象経費	「補助対象経費(消費税抜)」 に係る積算基礎
"-		~ -	(消費税込)	(消費税抜)	-徐る槓昇基礎
		(1) 店舗等借入費			
		(2)設備費			
補		(3)知的財産権等関連経費			
助 対	I 事業費	(4)謝金			
象 経		(5) マーケティング調 査費			
費		(6) 広報費			
		(7) 外注費			
	Ⅱ委託費	(1)委託費			
	補助対象	象経費の合計		(A)	
		村象外経費			
総事業費		(B)			

③補助金交付申請額

(単位:円)

		(1 = 11)
補助対象経費の合計(消費税抜) (上記(A)と同額)		補助金交付申請額(上限200万円)
	× 2/3=	

※補助金交付申請額は、千円未満切捨。

調達の方法	金額(消費税込)
自己資金	
金融機関からの借入金(調達先)	
その他(補助事業等の収入、他事業の売上金等) (内容)	
補助金交付希望額 (③補助金交付申請額と一致。補助金は補助事業実施期間終了後に検査を経てお支払する形となりますので、補助金支払いまでの間、応募者ご自身で補助金交付希望額相当額を手当していただく必要があります。その手当方法について、下表《補助金交付希望額相当額の手当方法》に記載してください。)	
合 計(②補助事業に要する経費の内訳(B)の金額と一致)	
《補助金交付希望額相当額の手当方法》	(単位:千円
方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金(調達先:	
その他(調達先: )	
合計額(③補助金交付申請額と一致)	

# 認定推薦機関等確認書

									年	月	日
	スタートアッ 団法人岐阜県				j	所 在 地: (住 所)	:(〒	_		)	
						名 称 : 代表者役職: 代表者氏名:					印
	岐阜県スタ	ートアッフ	°企業支	援補助金	金に係る詞	忍定支援機関等	による推薦	に関う	ナる確	認書	
1.	事業者名										
2.	2. 事業計画名										
3.	3. 推薦機関担当者名										
4.	4. 推薦機関電話番号										
5. 推薦機関担当者メールアドレス											
上記 ます。	の事業者が何	作成した事	業計画	書を岐阜	阜県スター	-トアップ企業	支援補助金	の申	請にあ	ったり	推薦し
・上記で囲		ごジネスプ	ランコン	⁄テスト	等の出場	実績について、	以下の該当	<b>áあり</b>	又は診	核当な	しを丸
		(	該	当あり	•	該当なし	)				
・ビジネスプランコンテスト等の出場実績がある場合のみ、以下を記入。											
ビジネスプランコンテスト等の出場に関する実績											
主コン	<u>催 機</u> テスト等 ź										
	業テー	マ									
出	受   賞     場   時	期		<u></u> 年	 月	日					
ш	/// I'''	7.81		1	74	H					

### 日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名    称
A A	農業、林業	-	却克業、小売業 卸売業、小売業
01	農業	50	<u>の元素、ひ元素</u> 各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B		52	飲食料品卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業
03	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	機械商兵即元素 その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
	製造 (14年、12年) 主 設 業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製造業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	64	協同語彙業 貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	食 金融商品取引業 , 商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	<b>鉄鋼業</b>	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
25	はん用機械器具製造業	М	宿泊業、飲食サービス業
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育,学習支援業
35	熱供給業	Р	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87 D	協同組合(他に分類されないもの)
41 ⊔	映像・音声・文字情報制作業 運輸業、郵便業	R	サービス業(他に分類されないもの) 廃棄物処理業
H 42	選 期 美、	88 89	院業初処理業 自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	日割年笠佣耒 機械等修理業(別掲を除く)
43	道路貨物運送業	90	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)	96	外国公務
		S	公務(他に分類されるものを除く)
		97	国家公務

地方公務 分類不能の産業

99 分類不能の産業